平成２２年（フ）第２０９６号
横浜市都筑区南山田３－５－19　小泉テラスＤ－２、住民票上の住所横浜市旭区上白根３丁目１番22号
債務者　柴田　　稔
1　決定年月日時　平成22年８月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　今井　史郎
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月１日午後３時30分
5　免責意見申述期間　平成22年10月29日まで
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２０６号
富山市八尾町下島102番地
債務者　田中　　純
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　神田　光信
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年11月２日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成22年11月１日まで
富山地方裁判所民事部

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第５５７号
函館市東山町146番地82
債務者　工藤　敏巳
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３１６号
函館市東山１丁目17番７号
債務者　川村ゆりえ（旧姓横田）
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３３２号
北海道亀田郡七飯町字大川386番地の19
債務者　品田ひとみ
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３３５号
函館市時任町34番18号
債務者　白鳥　博一
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第３４３号
函館市中道２丁目45番10号
債務者　高林　敏乃
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
函館地方裁判所

平成２２年（フ）第５２号
岩手県九戸郡軽米町大字円子第４地割163番地
債務者　福島　芳雄
1　決定年月日時　平成22年８月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２２年（フ）第９５号
岐阜県揖斐郡大野町大字公郷1110番地28
債務者　田中　明裕
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１１８号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸1429番地の６
債務者　熊田　匠子
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１２１号
岐阜県安八郡神戸町大字神戸565番地・570番地合番地
債務者　羽賀　信美
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１２２号
岐阜県大垣市笠木町91番地　さつき寮
債務者　多和田香代
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２２年（フ）第１４６号
佐賀県鹿島市納富分4885－１　井手分住宅５－６、住民票上の住所長崎県大村市上諏訪町1302番地
債務者　永石　　勝
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第１５０号
佐賀県伊万里市東山代町浦川内5097番地147
債務者　齋藤　孝治
1　決定年月日時　平成22年７月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月21日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２２年（フ）第７７号
三重県志摩市阿児町鵜方1573番地２　レディースマンション303号、住民票上の住所三重県志摩市阿児町鵜方1578番地５
債務者　前田きよみ
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

平成２２年（フ）第８２号
三重県志摩市阿児町安乗449番地４、前住所三重県志摩市阿児町安乗668番地
債務者　平賀　由紀
1　決定年月日時　平成22年８月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月22日まで
津地方裁判所伊勢支部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第９９号
佐賀県鹿島市大字高津原393番地３
破産者　藤　　智仁
1　決定年月日　平成22年７月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所武雄支部